

議案第94号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月20日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の125</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の65</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の80</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以	（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の75</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の85</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以

内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の70</u>を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略	内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略
--	--

第2条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500

5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700

41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100

78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000
86	239,700	295,900	344,700	386,100	
87	240,400	296,300	345,200	386,700	
88	241,100	296,700	345,700	387,300	
89	241,900	297,000	346,100	388,000	
90	242,400	297,400	346,600	388,600	
91	242,900	297,800	347,100	389,200	
92	243,400	298,200	347,600	389,800	
93	243,700	298,400	347,900	390,500	
94		298,800	348,400		
95		299,200	348,900		
96		299,600	349,400		
97		299,800	349,700		
98		300,200	350,200		
99		300,600	350,700		
100		301,000	351,200		
101		301,200	351,500		
102		301,600	351,900		
103		302,000	352,300		
104		302,400	352,700		
105		302,600	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,400	354,000		
108		303,800	354,400		
109		304,000	354,900		
110		304,400	355,300		

	111		304,800	355,700			
	112		305,200	356,100			
	113		305,400	356,600			
	114		305,800				
	115		306,200				
	116		306,600				
	117		306,800				
	118		307,100				
	119		307,400				
	120		307,700				
	121		308,100				
	122		308,400				
	123		308,700				
	124		309,000				
	125		309,400				
再任職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600

（三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年三朝町条例第5号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1～6 （給与の切替えに伴う経過措置） 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成	附 則 （施行期日） 1～6 （給与の切替えに伴う経過措置） 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達し

22年1月1日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（町長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号級から56号級まで
	2 級	1 号級から24号級まで
	3 級	1 号級から 8 号級まで

8～13 略

ないこととなる職員（町長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8～13 略

附 則

この条例は、12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成22年1月1日から施行する。